

第2章 整備基本計画策定の目的と経緯

1. 計画策定の目的と期間

本計画は、『国指定史跡名越切通保存管理計画策定報告書』（逗子市教育委員会 2001）において「保存と整備の基本構想」が定められたことを受け、その後の社会環境の変化や発掘調査成果等をふまえてこの一部を見直すとともに、より具体的に、調査、保存対策、公開活用等について基本的な方針および計画を策定するものである。本計画の期間は長期整備の完了予定である平成27年（2015年）までとし、諸環境の変化に応じて適宜、適切な修正を加えるものである。

2. 経緯

2-1 国史跡指定から現在に至る経緯

2-1-1 史跡指定の経緯

名越切通は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、昭和41年（1966年）4月11日に国の文化財保護委員会告示第23号をもって「名越切通」として国史跡に指定された。指定理由は以下のとおりである。

指定理由

吾妻鏡天福元年八月十八日の条に名越坂と見えるもので、鎌倉の東南部に横たわる山なみを越え逗子に出る。

道は、概ね谷に沿いつつ通じているが、山頂部において、さして深くないが、凝灰岩系の地山を開渠状に掘さくした箇所が隣して二箇所ある。

所謂七口、七切通の一つとして、鎌倉の地勢とその外部との連絡状況を示す重要な史跡である。



写真 2-1 名越切通の全体写真

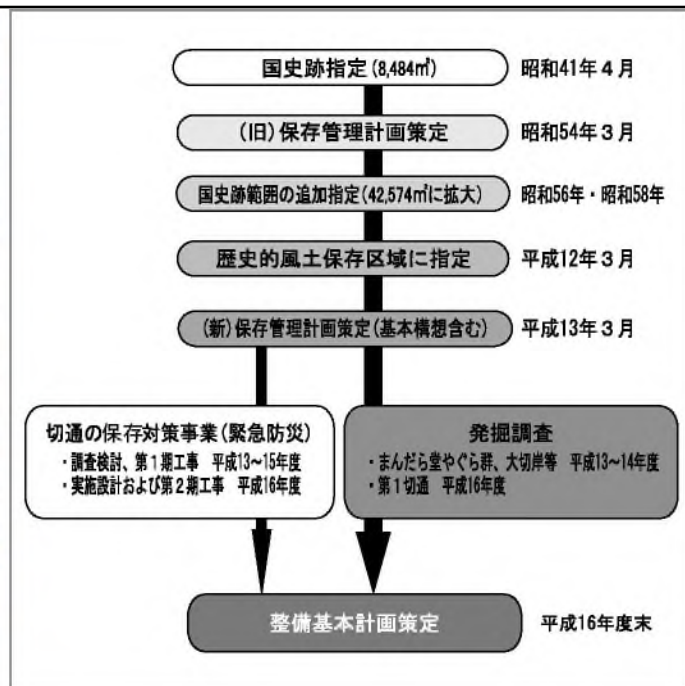


図 2-1 本計画策定に至る経緯

2-1-2 保存管理計画の策定

史跡指定の後、指定地周辺で開発計画が浮上したことを受け、逗子市は昭和 53 年度(1978 年度)、指定地周辺を含め、遺構の分布が想定される範囲全域の遺構確認調査を実施した。その結果、当初の史跡指定範囲の外側でも遺構が確認され、この成果を踏まえて『史跡名越切通保存管理計画』(以下、『(旧) 保存管理計画』) が昭和 54 年(1979 年)3 月に策定された。

2-1-3 追加指定による史跡地の拡大

『(旧) 保存管理計画』にもとづき、昭和 56 年度(1981 年度)、昭和 58 年度(1983 年度)には遺構の確認された範囲の追加指定が、昭和 56 年(1981 年)10 月 13 日文部省告示第 157 号及び昭和 58 年(1983 年)11 月 26 日文部省告示第 132 号をもって行われた。その結果、指定地の総面積は当初の 8,484 m²から 42,574 m²(いずれも指定時公簿)となり、現在に至っている。

また、史跡指定地及び鎌倉市側を中心とした史跡周辺地は、平成 12 年(2000 年)3 月 17 日に総理府告示第 12 号より、「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域」に指定された。

2-1-4 保存管理計画の再策定と整備基本構想の提示

『(旧) 保存管理計画』策定後も、新たに史跡地周辺において宅地造成が計画され、これに対して逗子市が周辺の緑地も含めた公園化計画を策定する(後日、諸事情により断念)など、社会環境の変化が進んだ(詳細は『(新) 保存管理計画』参照)。また、切通では岩盤の露出する壁面に、崩落の深刻な部分が確認されるなど、とりわけ地上に露出した遺構の経年変化等、物理的な環境の変化も懸念されたことをふまえ、平成 13 年(2001 年)3 月には「当史跡を適正に保存管理し、広く公開活用していくための基本方針を立案すること」を目的として『国指定史跡名越切通保存管理計画』(以下『(新) 保存管理計画』) が策定された。

『(新) 保存管理計画』のなかでは、整備事業スケジュールを示すとともに、「保存と整備の基本構想」として、「郷土の貴重な歴史的遺産を将来にわたって適正な管理のもとに保存し、次代に継承していくとともに、当該緑地帯の自然を保全しつつ、良好な歴史的風土を採勝できる場として整備し、郷土意識の高揚を図り、心豊かな市民生活の向上に資する。」という構想が示された(図 2-2)。

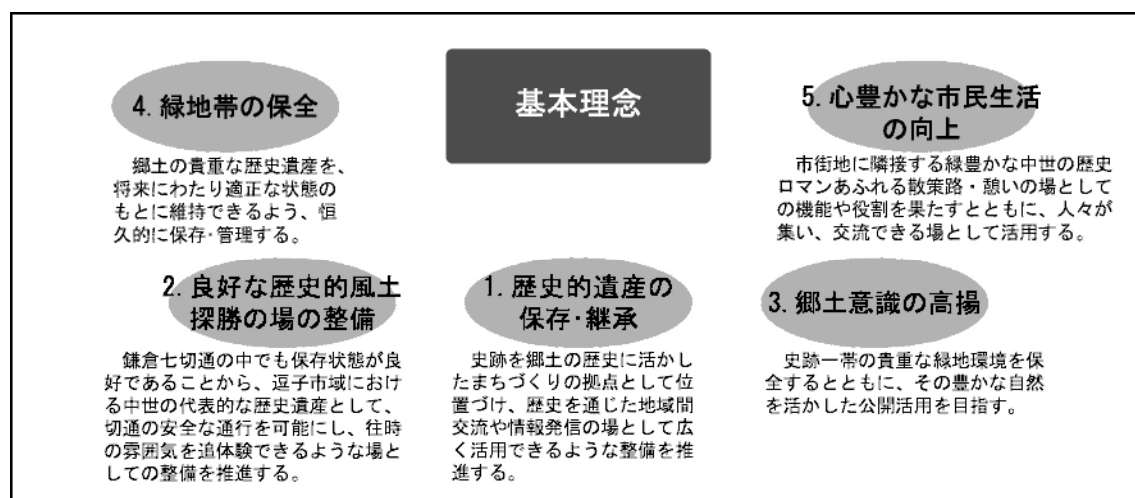


図 2-2 『(新) 保存管理計画』で提示された基本理念と整備基本構想

2-1-5 発掘調査による情報収集

『(新) 保存管理計画』では、整備計画策定に先立つ情報収集の一環として、地下遺構の状況把握を目的とした発掘調査の必要性が示され、これにもとづき、平成 13 年度(2001 年度)から 14 年度(2002 年度)の 2 ヶ年にわたって調査が実施された。この結果、まんだら堂やぐら群の前面平場が盛土造成によって造り出されている状況が確認されたほか、土坑状の火葬址や、掘立柱建物跡を構成すると思われる柱穴状遺構などが検出された。また、大切岸では一定の規格で石材の切り出しが行われていた痕跡が確認されるなど、地下遺構の分布状況の把握については一定の成果が挙げられた。

また、平成 12 年度(2000 年度)には、神奈川県教育委員会、鎌倉市教育委員会、財団法人かながわ考古学財団による、鎌倉の世界遺産登録に向けた資料調査として、鎌倉を取り巻く山稜部の発掘調査が実施された。この調査の一環として、史跡名越切通付近については、鎌倉市側尾根部平場(指定地外)および第 1 切通(指定地内)の発掘調査が行われ、第 1 切通からは数枚の道路面と側溝が検出されたほか、最深部の岩盤直上からは近世末の遺物が出土し、最下の路面はこの時期に使われたものと指摘されている(『「古都鎌倉」を取り巻く山稜部の調査』神奈川県教育委員会、鎌倉市教育委員会、(財)かながわ考古学財団 2001 参照)。

2-1-6 切通の保存対策の実施

平成 8 年(1996 年)、第 1 切通の壁面が大規模に崩落する危険性をはらんでいることが確認された。当該箇所は史跡の重要部のひとつであり、単に遺構の形状の保存という観点からはいうまでもなく、切通路そのものが市道であり、道路管理上の安全対策も極めて重要であると判断した逗子市教育委員会は、第 1 切通を閉鎖し迂回路の設置を行った。同時に、当該地域の地質と岩盤崩落のメカニズムを把握し、遺構の形状を損なわずに壁面の崩落を止める方法を検討するため、平成 10 年度(1998 年度)に「国指定史跡名越切通整備基礎調査」を行った。平成 12 年度(2000 年度)には『(新) 保存管理計画』が策定されたが、引き続き断片的に切通壁面の崩落が認められたため、第 1 切通については、緊急防災対策の見地から崩落対策を検討する運びとなった。

平成 13 年度(2001 年度)から 3 ヶ年にわたり、崩落対策工法の検討を目的として、保存科学、歴史学、土質工学、都市計画の各専門の学識者からなる「国指定史跡名越切通崩落対策検討委員会」を設置し、工法検討のため必要な各種調査を実施した。この後、これらの成果や立地条件を考慮して具体的な保存対策を講じたうえで、平成 15 年度(2003 年度)には主に保存科学の手法で効果を得るための第 1 期工事を、平成 16 年度(2004 年度)には、保存科学・土木工事の両方の手法を駆使し、第 1 切通全体を対象に、第 2 期工事を実施した(『国指定史跡名越切通崩落対策検討報告書』逗子市教育委員会 2004 参照)。

2-1-7 整備基本計画策定に至る状況

かねてより、史跡指定地の中央付近、「まんだら堂やぐら群」の多くが、岩盤の風化や樹木の根によるひび割れの開口が原因で天井が崩落するなど、損壊の危険性が高いことが指摘されていた。そこで、逗子市教育委員会は安全管理のため、土地の公有化を機に当該区域を閉鎖したが、公開を希望する声も多数寄せられていた。

平成 14 年(2002 年)3 月に策定された『逗子市総合計画』では、「名越切通の切通路部分の崩落により公開活用に支障をきたしているため、これを適切に保存管理し公開活用する」という方針とともに、「名越切通の公有化を推進し、崩落対策および発掘調査を実施する」と定められた。

一方、『(新) 保存管理計画』において示された課題のうち、土地の公有化は概ね終了し、発掘調査に

も一定の成果が挙げたことを受け、ここに整備基本計画を策定し、総合的な整備事業に着手する運びとなった。

2-2 史跡地公有化の状況

史跡指定地内は、『(新)保存管理計画』にもとづき、可能な限り全域の公有化を進めたため、平成 17 年 3 月の時点で、公開活用が想定される主要な区域の公有化が概ね完了している（図 2-3、図 2-4）。

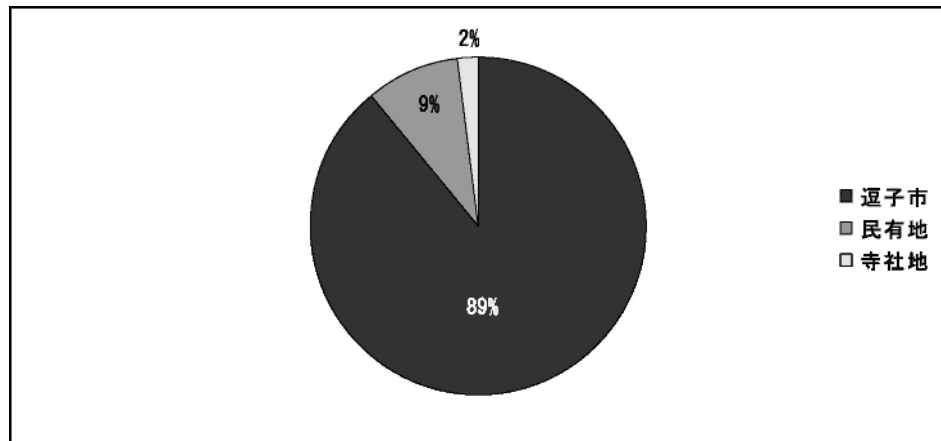


図 2-3 史跡指定地の公有化率

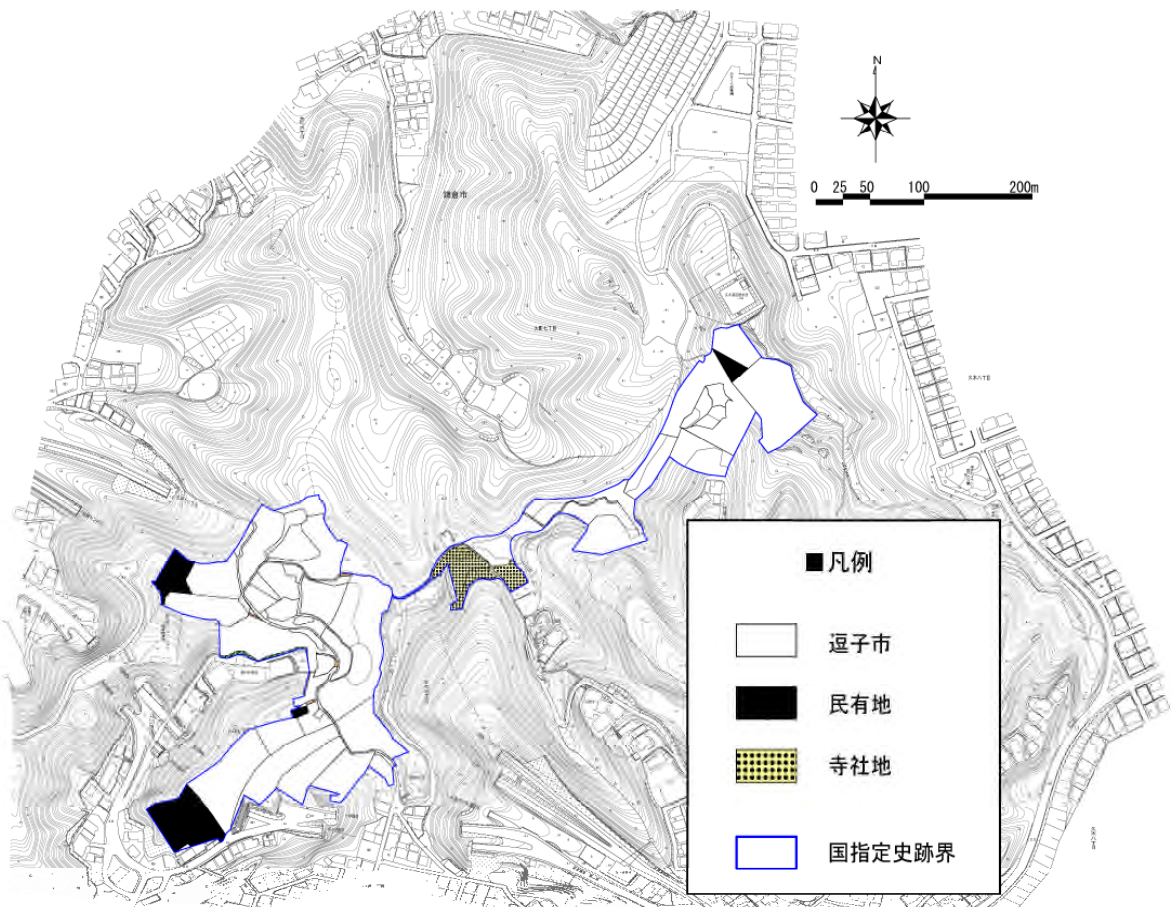


図 2-4 史跡指定地内の所有者区分